

# 青森県報

第三千四百八十八号

平成二十四年

一月十六日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	……………	(高 齢 福 祉 保 険 課)	……………	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	……………	( 同 )	……………	一
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地変更の届出	……………	( 障 害 福 祉 課 )	……………	二
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出	……………	( 同 )	……………	二
飼料の試験の結果の概要	……………	( 畜 産 課 )	……………	二
家畜伝染病の発生	……………	( 同 )	……………	三
公 告				
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	……………	( 県 民 生 活 文 化 課 )	……………	四
大規模小売店舗の変更の届出	……………	( 経 営 支 援 課 )	……………	四
右 同	……………	( 同 )	……………	五
右 同	……………	( 同 )	……………	六
地域森林計画の公表	……………	( 林 政 課 )	……………	六
地域森林計画変更の公表	……………	( 同 )	……………	七
右 同	……………	( 同 )	……………	七
建設業者の許可の取消し	……………	( 東 青 地 域 同 )	……………	七
右 同	……………	( 中 南 地 域 同 )	……………	七

## 告 示

### 青森県告示第三十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十四年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	齊藤勝	名称又は名	齊藤勝	主たる事務所所在地又は住所	青森市青柳二丁目五の三	居宅サービスの種類	短期入所療養介護	名称	齊藤内科小児科医院	所在地	青森市青柳二丁目五の三	指月日定	平成二十四・一
-------------	-----	-------	-----	---------------	-------------	-----------	----------	----	-----------	-----	-------------	------	---------

### 青森県告示第三十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十四年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	齊藤勝	名称又は名	齊藤勝	主たる事務所所在地又は住所	青森市青柳二丁目五の三	介護予防サービスの種類	短期入所療養介護	名称	齊藤内科小児科医院	所在地	青森市青柳二丁目五の三	指月日定	平成二十四・一
---------------	-----	-------	-----	---------------	-------------	-------------	----------	----	-----------	-----	-------------	------	---------



中部飼料株式会社八戸工場八戸市大字河原木字海岸24番地5	同左	エル中印大すう育成用配合飼料 コックメリット育成	23.11	14.6	3.9	1.08	0.93	4.6	6.1	-	-	-	2,500	12.8	
中部飼料株式会社八戸工場八戸市大字河原木字海岸24番地5	同左	エル中印アロイラー肥育前期用配合飼料 ピチ鎮付E	23.11	27.0	4.3	0.93	0.73	1.3	5.5	-	-	-	3,000	12.5	
中部飼料株式会社八戸工場八戸市大字河原木字海岸24番地5	同左	エル中印度乳期子豚育成用配合飼料 ヌーバーヌターSS	23.10	21.2	6.3	1.13	0.76	1.1	6.2	-	-	83.1	-	12.2	
北日本くみあい飼料株式会社八戸工場八戸市大字河原木字海岸24番7	十和田おいらせ農業協同組合切田経済センター 十和田市大字切田字平林184	くみあい配合飼料 大胃丈夫08	23.10	17.4	2.7	1.19	0.63	5.6	7.5	-	-	-	-	12.8	
日和産業株式会社八戸工場八戸市大字河原木字海岸24番9	同左	ノーサン印成鶏飼育用配合飼料 ヘルシーSセブン	23.11	17.2	5.1	3.71	0.56	2.1	11.7	-	-	-	2,880	11.8	
日和産業株式会社八戸工場八戸市大字河原木字海岸24番9	同左	ニチワ印アロイラー肥育前期用配合飼料 ニチワえつけ	23.11	24.4	5.2	1.09	0.78	1.4	6.0	-	-	-	3,030	12.2	
日和産業株式会社八戸工場八戸市大字河原木字海岸24番9	同左	ニチワ印アロイラー肥育後期用配合飼料 純和鶏ゴール飼料米	23.12	18.8	9.3	0.78	0.51	2.0	4.4	-	-	-	3,300	12.2	
みちのく飼料株式会社八戸市大字河原木字海岸24番9	同左	RFビーワ翔	23.12	12.0	3.6	0.36	0.45	4.0	3.8	-	-	-	73.8	13.9	
みちのく飼料株式会社八戸市大字河原木字海岸24番9	同左	日清丸紅印肉牛用配合飼料 ひかる後期	23.12	14.4	3.9	0.34	0.40	3.3	3.2	-	-	-	74.0	14.7	
みちのく飼料株式会社八戸市大字河原木字海岸24番9	同左	NH肉牛MO	23.12	12.1	3.7	1.28	0.47	3.0	6.4	-	-	-	74.1	12.8	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第三十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年一月十六日

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者の疑似	頭数	発生の場所又は区域	発生日
エーネ病	牛	患者	一	十和田市	平成三二年一月二日
エーネ病	牛	患者	一	十和田東北町	三二年一月二日

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十三年十二月十六日
  - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人しやらく
  - 三 代表者の氏名  
清水 信敏
  - 四 主たる事務所の所在地  
八戸市湊高台二丁目一三の一七
  - 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民に対して、介護サービスに関する事業、職業能力開発事業、まちづくり・産業創出を目指す地域振興事業、子どもの健全育成事業、消費者保護活動等を行うことによつて、地域住民が真の豊かさを感じ、自信と誇りを持つて住める地域の創造に寄与することを目的とする。
- 大規模小売店舗の変更の届出
- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
弘前市大字早稲田四丁目二の二の二  
弘前市大字早稲田四丁目二の二の二の二
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
セントラルリーディングシステム株式会社  
北海道札幌市中央区大通西六丁目一〇の一  
代表取締役社長 菊地栄一
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	年 月 日 更
ホーマック株式会社 代表取締役社長 柴田憲次 北海道札幌市厚別区厚別中央三 条二丁目一の四一	ホーマック株式会社 代表取締役 石黒靖規 北海道札幌市厚別区厚別中央三 条二丁目一の一	平成 三〇 年一 月一 日 （代表者 の氏名） 三〇 年一 月一 日 （住所）
株式会社ユニバー 代表取締役 三浦紘一 八戸市大字長苗代字前田八三の 一	変更無し	
株式会社ヤマダ電機 代表取締役社長 山田昇 群馬県前橋市日吉町四丁目四〇 の一一	株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇 群馬県高崎市栄町一の一	平成 三〇 年一 月一 日 （代表者 の氏名） 三〇 年一 月一 日 （住所）

四 届出年月日

平成二十三年十二月二十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成二十四年一月十六日から同年五月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年五月十六日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	マックスバリュむつ新町店 むつ市新町二二の一〇外	変更後	佐藤長新町店 むつ市新町二二の一	年月日変更	平成 三〇・三・九 (名称) 三〇・三・三 (所在地)
-----	-----------------------------	-----	---------------------	-------	---

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社佐藤長

弘前市大字松森町九三

代表取締役 佐藤浩三

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六 の二五 代表取締役 反田悦生	変更後	株式会社佐藤長 弘前市大字松森町九三 代表取締役 佐藤浩三	年月日変更	平成 三〇・三・九
-----	--	-----	-------------------------------------	-------	--------------

四 届出年月日

平成二十三年十二月二十二日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びむつ市役所

2 期間

平成二十四年一月十六日から同年五月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年五月十六日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ピアドゥ

八戸市沼館四丁目七の二一二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 八戸臨海開発株式会社

八戸市沼館四丁目七の二一二

代表取締役 三村裕一

2 福田アセット&サービス株式会社

新潟県新潟市中央区西堀通二番町七七八

代表取締役 樋口孝夫

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大規模小売店舗の施設運営に関する事項	株式会社イトーヨーカ堂外（A棟） 開店時刻 午前七時 （ただし、年間七日は午前八時、年間六十日は午前九時） 閉店時刻 午後十一時	株式会社イトーヨーカ堂外（A棟） 開店時刻 午前九時 （ただし、年間七日は午前八時、年間七十日は午前九時） 閉店時刻 午後十一時	平成 二四・一・一〇

四 届出年月日

平成二十三年十二月二十七日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十四年一月十六日から同年五月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年五月十六日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

地域森林計画の公表

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、津軽森林計画区に係る平成二十四年四月一日から十年間の地域森林計画をたてたので、同法第六条第六項の規定により公表する。

なお、当該地域森林計画は、青森県農林水産部林政課並びに中南地域農林局地域農林水産部及び西北地域農林局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年一月十六日

地域森林計画変更の公表

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、東青森林計画区に係る平成二十三年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定により公表する。

なお、当該変更後の地域森林計画は、青森県農林水産部林政課及び東青地域県民局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

地域森林計画変更の公表

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、三八上北森林計画区に係る平成二十二年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定により公表する。

なお、当該変更後の地域森林計画は、青森県農林水産部林政課並びに三八地域県民局地域農林水産部及び上北地域県民局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

地域森林計画変更の公表

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、下北森林計画区に係る平成二十一年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定により公表する。

なお、当該変更後の地域森林計画は、青森県農林水産部林政課及び下北地域県民局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 大室建築所

二 氏名 大室 勝男

三 主たる営業所の所在地 青森市岡造道三丁目八の四

四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第一六六〇七号

五 取消年月日 平成二十三年十二月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しに係る建設業の許可

取消しの原因となった事実  
平成二十三年十一月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 ゼネラルホームサービス株式会社

二 代表者の氏名 福田 文敏

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字石渡字田浦四六の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一二五二七号

五 取消年月日 平成二十三年十一月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工、鋼構造物、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年九月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭